



個人青色申告者のための帳簿づくりから決算・申告まで

記帳・決算代行

ご利用のおすすめ

商工会議所では、事業所の経営のお手伝いとして、毎日の記帳の合理化をはかるため記帳指導・記帳代行業務を行っています。

【①記帳代行とは】

各事業所より毎月の現金出納帳や伝票等の資料を提出いただいたものを、商工会議所のパソコンに入力し、毎月の試算表・元帳を作成します。決算期には青色決算書・申告書・消費税申告書の作成、提出までお手伝いさせていただきます。

記帳代行手数料

1ヶ月 7,700円

決算料 7,700円

◎年間合計で100,100円

記帳代行利用のメリット

☆記帳事務の手間が省け、仕事に専念できます。

☆融資を受ける際の資料が明確に素早く準備できます。

☆経営の実態を把握でき、事業改善に役立ちます。

☆正確な資料により決算・確定申告ができるので申告時期に慌てずに済みます

【②決算代行とは】

記帳代行を行う程ではなく、毎月の帳簿はつけられるけれども決算書・申告書がわからないという方には決算代行を行っています。日々の記帳・元帳等の作成まではご自分でまとめていただき、決算時に、売上帳・仕入帳・経費帳などの必要な資料を提出いただき、決算申告書類作成を代行します。

◎決算代行手数料 26,400円

【③消費税申告】

記帳代行・決算代行利用事業所で、消費税申告もある場合は別途料金をいただきます。

◎消費税手数料 本則課税：11,000円 簡易課税：7,700円

【その他】 ※②～⑤は R6 年度より新設項目

①年末調整代行料 1回6,000円

②売上高基準（全ての方対象）

- ・売上高5,000万以上 プラス20,000円
- ・売上高2,000万以上 プラス10,000円
- ・売上高1,500万以上 プラス 5,000円

③所得金額基準（全ての方対象、青色特別控除後）

- ・所得金額500万以上 プラス10,000円

④仕分数基準（記帳代行のみ）

- ・2,000件以上 プラス20,000円
- ・1,500件以上 プラス10,000円

⑤資料提出期限延滞料（全ての方対象） プラス10,000円

※赤字決算の場合⑤以外は対象外となります。金額は全て税込みです。

＜対象＞

当所会員の個人青色申告者、もしくは現在白色で今後青色申告を申請予定の方で、常時雇用する従業員が製造業・建設業で20人以下、商業・サービス業で5人以下の方を対象とさせていただきます。

柏崎商工会議所・中小企業相談所

TEL 22-3161 FAX 22-3570

田邊 江部 村山 まで